

## 第 11 章

# 自治体における外国人女性支援の取組

渡辺 美穂

### 1 はじめに

1980年代頃から経済社会のグローバル化やそれに伴う入国管理制度の変更に伴い、来日する外国人数が飛躍的に増加した。日本各地で暮らす外国籍や外国につながりを持った女性およびその子どもの数は、増加基調で推移している。一方、日本の入国管理政策は、一定の在留資格を認めているが、入国した外国人の社会参加を進める統合政策や多文化共生政策に関する法律の整備は十分ではない。日本で暮らす彼女たちは、外国人であり、かつ女性であることから、これまで複合的な困難や差別に多く直面している。日本に在住する外国人女性について、人権を基盤においた男女共同参画社会基本法および男女共同参画基本計画に規定される基本的枠組に沿った自治体や地域の支援方策が求められている。

本稿では、国立女性教育会館が実施した調査結果をもとに、自治体における外国人女性の取組の現状と課題について検討する。最初に日本の在住外国人女性の概況と男女共同参画行政における外国人女性に関わる施策をとりあげ、地域レベルで在住外国人女性の課題に取り組む必要性について述べる。次に、2013年に全国の自治体を対象に実施した「在住外国人の支援に関するアンケート調査」<sup>1)</sup>の結果から見える、自治体における在住外国人女性の現状と課題について述べる。最後に、地域レベルでの課題解決を促進するために企画された学習プログラムの

知見から、地域における支援のありかたについて考える。

## 2 日本で暮らす外国人女性の概況

男女共同参画施策を推進していく上で、性別統計による実態の把握は、必要な支援を行うために重要なプロセスである。しかし、日本で生活する外国人に関する公的統計は限られ、性別統計の公表も十分ではないため、正確な状況の把握は非常に困難である。ここでは、主に在留外国人統計から日本で暮らす外国人女性の概況を述べる。

平成 25 年末現在、日本で暮らす外国人は 2,066,445 人で、そのうち女性は、54.3%と過半数を占めている。特に、女性割合はアジア地域出身者で高く、数値が大きな主な国は、順にフィリピン 77.1%、タイ 76.0%、中国 58.2%となっている。在留資格等別に見ると、永住者が 31.7%、特別永住者 18.1%、留学 9.3%、定住者 7.8%、日本人の配偶者 7.3%と続く。

都道府県別在留外国人数は、高い順に東京 19.7%、大阪 9.9%、愛知 9.6%、神奈川 8.0%、埼玉 6.0%、千葉 5.3%、兵庫 4.7%、静岡 3.7%、福岡 2.7%、京都 2.5%と上位 10 都道府県で約 4 分の 3 を占め、それ以外の道県がその他 28.0% を占める。各都道府県に在住する外国人女性の割合は、特に地方で高い傾向がみられる。女性割合が高い順に、山形 77.8%、鹿児島 72.4%、徳島 70.3%、岩手 69.3%、秋田 68.5%、福島 68.3%となっている。

国勢調査の特別集計<sup>2)</sup>によると、在留外国人の国別性別年代別構成は、出身国と日本との関係による性別の偏りが顕著である。たとえば、英国や米国など先進国出身者では、20 代から 60 代の生産年齢層で男性が女性の 2 倍から 4 倍程度に達している。反対に、フィリピンやタイなど近隣の途上国出身者では、同じ生産年齢層における各年代で、女性の人数が男性の 2 倍から 5 倍以上と圧倒的に多い。一方で、定住外国人として受け入れられているブラジル国籍者は、男性が女性よりも若干多いが、男女比は同程度である。

日本に滞在する外国人は、出入国管理及び難民認定法に定める「在留資格」の

範囲内で、日本における活動が認められている。在留資格は現在 27 種類あり、それぞれが認められる就労範囲によって分けることができる<sup>3)</sup>。

在留外国人の身分で男女によって数が大きく異なるのは、「永住者」「日本人の配偶者」「定住者」である。在留資格別に男女の割合を見ていくと、男性が大きく女性を上回っているのは、「留学」「技能」「企業内転勤」「国際業務」「技術」などである。女性割合が 5 割以上の資格は、「医療」76.9%、「日本人の配偶者等」68.1%、「家族滞在」67.2%、「永住者」62.4%、「永住者の配偶者等」56.5%、「技能実習」53.8%等の順に 9 種類である。男性は比較的キャリアや経済的安定が見込まれる資格において割合が高い。日本人労働者が不足している看護や介護職も女性割合が高い。

以上の統計には、日本国籍を取得した外国人や日本国籍を持つ子どもは含まれないため、日本で暮らす外国につながりを持つ女性や子どもの実態はさらに多いと考えられる<sup>4)</sup>。女子差別撤廃委員会の最終見解でも指摘されているが、外国人に関する性別統計の整備・充実を図っていくことは、大きな課題である<sup>5)</sup>。

### 3 男女共同参画施策における自治体の責務と外国人女性

男女共同参画社会基本法（以下「基本法」）は、自治体の責務について「地方公共団体は、……男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及び……区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定している。また、都道府県および市町村それぞれに基本計画策定の義務を課し、男女共同参画に影響を与える施策の策定および実施において、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならないとしている<sup>6)</sup>。

それまで人身取引など女性に対する暴力被害の保護救済対象として捉えてきた外国人女性を、第 3 次男女共同参画基本計画（以下、「基本計画」）では、日本で暮らす住人としてとらえた<sup>7)</sup>。具体的には、基本計画の第 8 分野において、日本で暮らす外国人であり、女性であることから複合的に困難な状況に置かれる恐れのある外国人女性が抱えている困難への支援の必要性を示した。さらに、経済社

会のグローバル化や雇用・就業構造の変化、人々のつながりの希薄化など家族や地域の変容がすすむ中で、地域レベルの視点に立った課題解決型実践的活動の重要性や、国際的協調と男女共同参画の視点に立った国際貢献の重要性を踏まえたセーフティーネットの強化を図る必要性が強調されている（第 7、14、15 分野）。

総務省が 2006 年に発表した「地域における多文化共生推進プラン」では「多文化共生の地域づくり」として、「国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていく」という理念を示している。これは、男女共同参画社会基本法の目的（第 2 条）にも沿うものである。自治体が地域課題の解決の一環で、在住する外国人女性の支援に取り組むことは、男女共同参画および多文化共生の実現につながる取組と言える。

## 4 自治体における外国人女性に関わる現状と課題

### ——アンケート調査から——

本アンケート調査は、地域の外国人女性のおかれている現状と課題、関係機関の連携・協働、当事者グループの状況などを把握し、男女共同参画の視点にたった地域の課題解決ネットワークの支援およびプログラム開発に活かすことを目的に、全国の都道府県および市・区の多文化共生・外国人担当部署の担当者を対象とした質問紙調査として実施した。なお、アンケート調査を踏まえて自治体を対象にヒアリング調査を実施しており、この結果については、別の機会に報告する。アンケート調査概要と結果は下記の通りである。

- (1) 調査名 「自治体における外国人女性に関わる取組についてのアンケート調査」
- (2) 調査方法 全国の自治体の 47 都道府県、市、特別区、行政区の多文化共生・外国人担当部署の担当者を対象とした質問紙調査  
郵送による調査票の配布および回収（一部、電子ファイルによる受取）
- (3) 調査時期 平成 25 年 2 月 12 日～2 月 25 日

(4) 回収数及び回収率 全体 638(61.8%) 都道府県 37(78.7%) 市 548(69.7%)  
区(特別区・行政区) 53

(5) 調査項目 ①フェイスシート(自治体属性を含む基本項目)、②外国人居住者にかかわる状況と生活・就労支援に関わる問題、③外国人居住者の支援体制、④外国人生活・就労支援の実施状況、成果と課題

### 外国人に関わる施策をはじめた時期

全体では1990年代が最も多い(都道府県:23.4%、11、市:27%、148)。集住都市に限ると、2000年代が13自治体、54.2%でもっとも多く、1990年代が8自治体、33.3%と続いた。「行っていない」という回答も全体の3割を占めている。

自由回答として、取組を始めた理由やきっかけに関して「労働力として外国人が激増」など「県内在住外国人の増加」が多くあげられた。「海外友好都市との交流促進」や「国際交流・協力推進計画」等の策定をきっかけとする回答もある。

「国際結婚の増加」や「外国人花嫁を迎えるため」といった外国人女性の流入が直接的きっかけとした回答もある。「外国人市民の増加により、課題が増えたため、日本人市民、外国人市民がお互いに気持ちよく暮らせるまちをつくるために、取組を始めた」や「母国語しか話せない外国籍児童が転入してきたので、日本語を教える先生が必要となった」など、問題の発生によるその解決に取り組む必要性がきっかけになっている場合もある。

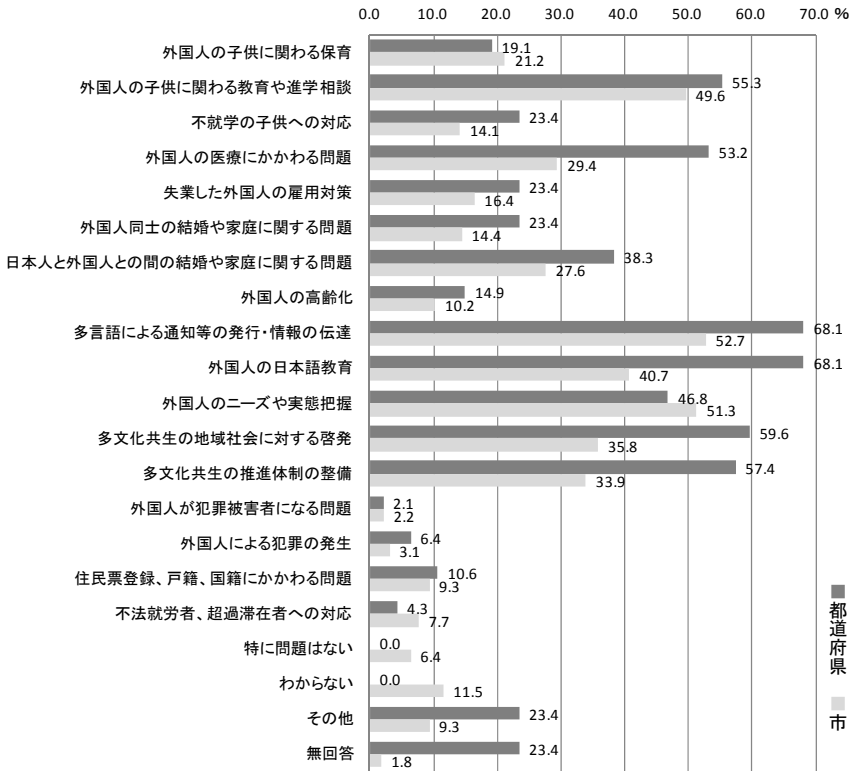
在住外国人数の最近の傾向としては、大きな変化はない(47.8%)がもっとも多く、減少傾向にある自治体も多い(40.7%)。増加傾向にあると回答した自治体は少なかった。

### 外国人の生活・就労支援で現在問題と思われること(図1)

都道府県では「多言語による通知等の発行・情報の伝達」(68.1%)、「外国人の日本語教育」(68.1%)、「多文化共生の地域社会に対する啓発」(59.6%)、「多文化共生の推進体制の整備」(57.4%)、「外国人の子どもに関わる教育や進学相談」(55.3%)、「外国人の医療に関わる問題」(53.2%)がいずれも5割を超える。

市レベルでは、「多言語による通知等の発行・情報の伝達」(52.7%)、その後に「外国人のニーズや実態把握」(51.3%)、「外国人の子どもに関わる教育や進学相談」(49.6%)、「外国人の日本語教育」(40.7%)と教育・学習関係も多く続く。

図1 外国人の生活・就労支援で現在問題と思われること



「その他」でもっとも多い回答は、「災害時の外国人支援」である。また「多文化共生の施策に携わる者の人材育成、ネットワークづくり」「外国人に対する偏見や差別の存在」「地域住民（ボランティア等）の啓発、確保、育成」など日本人住民に向けた啓発や支援者養成、「文化の違いによる日本での子育てや教育制

度」「日本語が話せない方の就労支援」など外国人住民の仕事や子育てに関する支援、「外国人の地域活動への参加促進」「外国人コミュニティの育成」「多国籍県民の活用促進」など外国人住人の参画を目的とした支援もあげられている。

### 特に対策が必要だと思われる重要な問題

都道府県では、「外国人の日本語教育」(40.4%)、「多言語による通知等の発行・情報の伝達」(36.2%)、「外国人の子どもに関わる教育や進学相談」(29.8%)があげられた。

市では、「外国人の子どもに関わる教育や進学相談」(40.7%)、「多言語による通知等の発行・情報の伝達」(40.7%)が同順位で、「外国人のニーズや実態把握」(40.5%)が続いた。

### 外国人に対するサービスを提供する部署

日本人・外国人といった区別をせずに行政サービスを提供しているという回答が多かった。こういったケースでは、日本語などに不自由がある外国人の場合にはアクセスが困難になる可能性がある。「多文化共生・理解促進」に関する担当部署は、都道府県で 72.3%、市では 68.1%があると回答した。「相談窓口・問合せ先」は、都道府県で 68.1%、市では 55.3%、「暮らし・生活全般」については都道府県で 55.3%、市で 43.2%と半分があると回答した。

### 外国人に関する施策についての総合企画調整を担当する部署

部署があると回答したのは、26 都道府県 (55.3%)、236 市 (44.8%) で、一部に限られる。一方、集住都市に限ると 21 市 (87.5%) に置かれていた。

### 男女共同参画に関する条例/計画もしくはプランにおける

#### 外国人についての記載

記載がある自治体は、全体の半数以上 (52.6%) であった。ただし、自治体の条例は国の基本計画と施行年次が異なるところも多く、第 3 次基本計画が反映され

ていない可能性もある。一方で、すでに第2次基本計画でも取り上げられていた人身取引の問題が計画に反映されていない、もしくは、そのような問題に対する支援や対策の必要性についての認識が低いということも考えられる。

### 日本人や外国人住民や職員に対する学習や研修事業

「日本人住民に対する啓発事業を実施している」都道府県は 57.4%、市は 42.7%である。「日本人と外国人住民同士の交流事業を実施している」都道府県は 38.3%、市が 57.8%である。「自治体職員に対する研修事業」は、実施している都道府県は 29.8%、市は 9.1%に過ぎない。また、「小中学校教員に対する研修事業」は、都道府県で 29.8%、市 14.1%であり、実施されていないところが過半数を占める。「日本人ボランティアの育成事業」は、都道府県が 42.6%、市が 31.4%で実施している。上記にあげた以外に、「キーパーソン、ネットワーク、自助組織の育成事業」は、実施している都道府県 19.1%、市は 6.9%と一部にとどまっている。

### 外国人の支援活動に携わる外国人当事者団体およびその他の支援団体の有無

「ある」と回答したのは、都道府県で 68.1%、「わからない」自治体が 6.4%であった。市レベルでは、「ある」が 65.3%、「ない」が 21.9%で、「わからない」という回答も 11.5%あった。

支援団体の活動分野は、「国際交流・文化交流」が都道府県（58.1%）でも市レベル（88.3%）でも最も多い。「女性に対する暴力防止及び被害者支援」分野で活動する団体も都道府県では 11.6%、市では 5.6%あった。

### 外国人居住者に対する施策に取り組む上での課題とこれまでの最大の成果

自由記述回答では、成果よりも課題が多くあげられた。各都道府県によるばらつきも大きい。取組が進んでいないところでは、「行政における多文化共生に対する意識が希薄」であることや「外国人住民のニーズ把握が困難」、「外国人住民の情報把握」が課題としてあげられている。一方、アンケート調査などで課題把



握を進めているところもあり、「災害時の外国人住民支援」、「医療通訳者の育成」、「多言語による情報提供」、「日本語学習の支援」など具体的なテーマをあげているところも多い。防災については、すでに対策に取り組み始めている自治体も多く関心が高かった。「日本人住民の多文化共生への意識啓発」をあげたところも多い。住民を解決の担い手としてとらえた「地域住民（ボランティア）の啓発、確保、育成」に加えて、「外国籍県民の活用促進」や「外国籍県民が主体となった活動」もあげられている。「外国人住民の日本語能力が十分でないことによる『言葉の壁』・教育や子育てなど、生活する上での制度を知らない、理解していない、こと等による『制度の壁』・日本人と外国人住民がパートナーとしてお互いを理解し合う意識の不足による『こころの壁』」という回答が総合的対策の必要性を示している。

市レベルで認識している課題も都道府県レベル同様だが、直接外国人居住者と日々接しているため、具体的な記述が多い。外国人に対する必要な支援施策として「情報提供やニーズ把握」「窓口の周知や、相談があったときに迅速に通訳の対応ができる人材の確保」「外国人居住者への日本語教育」などがあげられた。一方で、「経済的な理由や農家の外国人妻に対する無理解が根強いので、日本人居住者に対しての施策が必要」というように、日本人に対する施策の必要性も指摘されている。

日本語教室に取り組んでいる市では、「在住外国人の多くは日本語教室に通い、そこで知人や友人を作り、情報交換を行ったりしている。問題は、日本語教室に通うことができない外国人や、集団で来日している工場等の外国人労働者が孤立してしまうことである。今後は、外に出ることができない人たちへの支援」が課題であることも指摘された。また、行政だけでできることは限られているため「行政だけでなく、地域住民及び外国人の地域住民を巻き込んで、どのようなネットワークを作り、活動できるのか検討中」「外国人居住者を含めた『多文化共生施策』に対する市民ニーズは多様化しているため、アンケート調査及び分析に基づく確かつ迅速な施策内容の検討及び実行が課題と考える」、「課題としては、本当に支援を必要としている人になかなか辿りつけない」、「外国人相談内容の分析

からニーズを把握し、NPOとも連携し施策に変えていく取組を行ってきた。外国人住民が微減する中で高齢化が進んでおり、就労や年金の問題が課題である」「国際化に対応した環境づくりが行政に求められており、各分野が連携し、効果的に施策を実施する必要がある」といった回答があがった。また、災害対策に外国人を巻き込む取組などについての回答も多く得られた。

### 女性に関する課題と必要な支援

もっとも多くあげられているのは、国際結婚に関わる離婚やDVの問題である。外国人女性のDV被害者の相談や保護、自立支援について、「専門のスタッフや経験を有するNPO法人等に依存するところが大きく、そのための助成措置強化の必要性があげられた。言葉や習慣・価値観の違い、頼れる人の不在など、問題が複雑化する背景についての回答も多い。外国人女性が地域で孤立化しやすいため、「日本語学習の支援や地域での交流の促進を図る必要がある」ことや、「同じ境遇にある人同士が交流したり、……多言語での情報提供や相談体制の充実を図る必要がある」「地域住民が支援する必要……婦人会や地区の行事等への参加などが可能になるよう、行政区への働きかけがこれからの課題」などが課題や解決策としてあげられた。子育ても大きな問題である。「学校とのコミュニケーション（懇談会や説明会、参観など）……子どもの宿題など、日本語が不可欠」であり、そのための「日本語の支援（日本語教室）や多文化交流ひろばなどで必要な支援を行っている」のように、すでにとられている支援策についても述べられた。

国際結婚後の離婚を含む問題については、「生活保護等の支援にとどまらない、外国人女性が日本で生活していけるよう自立支援」といった長期的視野に立った支援のあり方をあげた回答は多い。「パートナーに先立たれた高齢の女性外国人の方の生活をどう保障していくか」など、妊娠、出産、子育て、育児、子どもの教育、就労、介護や高齢者問題まで、日本人女性と同様のテーマについて外国人女性の事情を考慮して取り組む必要性があげられた。また、言葉や文化以前に、「在留資格の問題等があり、複合的な困難に直面している外国人の女性は少なくない」など正規の滞在資格を持たない女性が抱える課題の指摘もあった。

## 5 自治体における外国人女性について調査からみえてきたこと

調査の実施を通じて、全国の自治体における外国人女性に関わる現状と課題や取組の一端が明らかになった。次に、調査を通じて自治体について見えてきた点について述べる。

第一に、自治体における在住外国人の置かれている状況や、外国人女性に関わる課題についての認識状況は一律ではなく、問題の把握に大きな課題を抱えていることが明らかになった。調査対象自治体には、そもそも「外国人女性」が抱える問題を認識していないところが多い。また、外国人に関わる「ニーズや実態把握」を行うことに困難を抱えている団体も少なくない。把握できている自治体は一部である。さらに、問題があることを認識している自治体であっても、「外国人居住者が県内全域に散住しており、事業の周知や参加者の効果的な募集が難しい」など、一つの自治体の中で一律の施策を推し進めることは難しい。自治体ごとに在住外国人の国や就労・家族の状況、経済的地位などの環境も大きく異なるため、必要な取組もそれぞれ異なってくる。日本人に比べて経済・社会事情の変化による住人数の変動も大きい。言葉の問題も重なって、統計やアンケート調査を実施してニーズを把握することも困難である。また、同じ自治体の中でも地区によって集住地区と不在地域が同居するため自治体の主要な施策として取り上げにくい。語学や多言語の情報提供の必要性は多くの自治体の課題としてあがっているが、限られた予算で、少数言語を含めて対応することが困難となっている事情も見えてきた。

第二に、在住外国人女性の置かれた現状に対する人権意識や多文化共生の意識の醸成の必要性を多くの自治体があげた。男女共同参画を推進する際の大きな課題として、意識の醸成をあげる自治体が多いが、それとも似た状況である。対象として、日本人住民だけでなく、行政職員自体の意識改革や認識を変えていく必要性が指摘されている。しかし、実際に研修などの取組や交流等の機会を設けている自治体は、在住外国人が多い一部の自治体に限られる。自治体の住民や行政担当者等の意識醸成につながるプログラムの推進が求められていることが確認

できた。

第三として、「外国人」に関する担当部署の性格が自治体ごとに大きく異なっている。たとえば外国人に関わる部署は、都道府県レベルでは国際課が関わることが多い。しかし、国際課が置かれている部局が観光や国際交流を目的とした経済商業関係の部局に置かれている場合、男女共同参画関係部署との関わりは低い。学習や相談を含む事業等を国際交流協会など外部団体が実施している場合は、その内容が生活相談、教育・学習、女性相談と多岐にわたることになるが、行政の複数の担当課で対応していく必要が生じ、関係機関との連携が鍵となる。また、市レベルでは国際や在住外国人担当が置かれていないところがほとんどである。「外国人」であること、および「女性」であることそれぞれに配慮した施策を進めることが組織体制上も難しい。

以上を踏まえて、自治体における外国人女性に関わる必要な取組を推進していく上で、大きく次の5点を課題としてあげる。すなわち、①関係機関すべてに対する問題意識の向上、②外国語相談の位置づけの把握・理解、③地域の市民・団体・学校含む学習・交流を通じた活動と理解促進との連携、地域の市民・学校等における学習や交流を通じた理解促進、④多様な支援者の養成の男女共同参画視点の主流化、⑤当事者の参画の場・機会の確保、である。

## 6 おわりに

今回の調査からは外国人女性の置かれている状況やその実態の把握が、自治体によって大きく異なっていることがわかった。特に、在住する外国人は日々都道府県や市の境界を越えて働き、通学し、生活しているため、一つの自治体だけですべての支援を行うことは難しい。外国人女性の人権を保障し、暮らしやすい環境を整備していく上で、日本全体としての法や施策がきちんと整備されることが最重要課題である。それを前提とした上で、地域レベルの取組として、男女共同参画の視点にたった実践や学習は問題解決の一助になると考えられる。

具体的には、自治体の予算や地域ごとの実情を踏まえた、きめ細かな支援が行

われる必要がある。その担い手としては、行政の関係部局と地域の団体や住人が、地域資源を活用しながら、女性たちの置かれている状況に配慮して、連携していくことが求められる。

調査で得られた知見をもとに、移民女性が地域で抱える課題解決のために、関係機関・団体の連携・協働を促進し、セーフティネットの構築を支援するプログラムについて検討するプログラムを開催した<sup>8)</sup>。行政、研究、国際交流、相談、男女共同参画の推進など、当事者である外国人支援者も含めさまざまな立場の参加者が集まり、経験を共有し、話し合う場を持つ、男女共同参画の視点に立った学習・情報交換として行った。複合的な要素をはらむ外国人女性に対する自治体レベルの支援について、先進的取組を行っている自治体や団体の事例から学びつつ、地域で異なる人材や資源が連携していくための課題解決型の学習や活動は有用であることを参加者で確認する機会となった。当事者である在住外国人の協力を得て実施したことも大きな特徴である。

現在、高齢化や人口減少による労働力不足の議論とともに、外国人の受け入れに関わる施策が議論されている。外国人女性が暮らしやすい環境を作り上げていくために地域で実践されている活動や学習を通じて、より細かに課題を把握し、必要な施策を明らかにしていくことができる。そのように得られた知見は、今後、法や施策の整備を図っていく上で有用な情報になっていくと考えられる。

#### 注

- 1 本調査は、日本学術振興会科学研究費助成事業【基盤研究 B】「地域の男女共同参画の取組を核とした移民女性のエンパワーメントと支援に関する研究」の一部として実施した。本研究は、移民女性が抱える課題解決に資するために、(1)1980年代以降に来日定住している移民女性が抱える、人権に関わる問題と解決に必要な支援を把握し、(2)課題解決に重要な役割を果たす社会システムとして、女性関連施設等を拠点にしてつながる諸関係機関・者に着目して現行の連携・協働の取組の課題分析を行い、その結果を踏まえ、支援者・当事者の力量形成に資する参加型学習プログラムの開発を行い、地域のセーフティネットとしての連携・協働のシステム構築を図る実証的・実

践的研究を目的としている。

- 2 総務省統計局、平成 17 年国勢調査「外国人に関する特別集計結果」平成 20 年 6 月 30 日
- 3 ①在留資格に定められた範囲で就労が認められる在留資格 18 種類：外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能、技能実習、特定活動（ワーキングホリデー、EPA に基づく外国人看護師・介護福祉士、ポイント制等）、②原則として就労が認められない在留資格 5 種類：文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在、③就労活動に制限がない身分に基づく在留資格 4 種類：永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
- 4 たとえば、人身取引被害などの女性に対する暴力被害者は「不法入国者」「不法滞在者」もしくは「資格外就労者」などとみなされ、保護の対象として取り扱われてこなかったため、正確な被害実態や統計の記録・把握も乏しかった。
- 5 女子差別撤廃委員会第 44 会期、「女子差別撤廃委員会の最終見解」仮訳、2009 年 8 月 7 日
- 6 男女共同参画社会基本法第 9 条、第 14 条（市町村は努力義務）
- 7 外国人女性に関わる男女共同参画施策

男女共同参画ビジョン（2000）：我が国に滞在する外国人女性については、その人権が十分確保されるように、暴力被害者の救済等各種の取組を一層強化する必要  
第 1 次男女共同参画基本計画（2001－2005）

「出入国管理行政の対象となる外国人女性が女性に対する暴力の被害者であった場合の当該女性の心情等に十分配慮」、売買春への対策の推進、「外国人女性による売買春」は国際的にも大きな問題

国連女子差別撤廃条約委員会勧告（2003，2009）

女性・女兒のトラフィッキングと戦うための取組を強化することを勧告、性別、年代別統計整備の必要性の指摘

第 2 次男女共同参画基本計画（2006－2010）

第 7 分野「女性に対する暴力」(5)人身取引対策の推進

### III NWEC 実践報告

#### 第3次男女共同参画基本計画（2011－2015）

第8分野「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」

第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」(6)人身取引対策の推進

- 8 「男女共同参画と多文化共生ワークショップー地域で連携を進めるために在住外国人支援者とともに考える」(平成26年2月4日(火) 主婦会館プラザエフ)

#### 開催プログラム

1. 趣旨 地域における男女共同参画課・女性/男女共同参画センターおよび国際課・国際交流協会/センター等が取り組む在住外国人女性に関わる取組・支援について、相互に現状を把握・共有・理解する機会にするとともに、地域に在住する外国人女性の視点にたった男女共同参画推進のありかたについて考えることを目的とします。

#### 2. プログラム

開会挨拶・趣旨説明 中野 洋恵 国立女性教育会館研究国際室室長・研究代表者

プログラム説明 渡辺 美穂 国立女性教育会館研究国際室研究員

#### 【午前の部 自治体における連携・協働の取組と課題の把握】

##### (1) 長野県松本市の取組について

多文化共生プラザを拠点に、民間団体と連携した相談と学習支援を通じた外国人女性支援の取組について

報告者 勝家 隆 松本市総務部人権・男女共生課課長補佐

栗林 恭子 松本市子ども日本語支援センターコーディネーター

##### (2) 静岡県国際交流協会の取組について

静岡県国際交流協会と男女共同参画課の連携による自治体の外国人を対象にした女性相談研修

報告者 加山 勤子 公益財団法人静岡県国際交流協会総務課長

福井 ユミ 静岡県国際交流協会外国人支援アドバイザー

##### (3) 事例報告へのコメント

伊藤 公雄 京都大学大学院文学研究科教授

マリア・ロザリオ・ピケロ・バレスカス 東洋大学国際地域学部教授

(4) グループディスカッション

自己紹介、地域の現状と課題、リソースの把握

(5) 情報交換会 交流とネットワーキング

【午後の部 女性・市民の力をいかした取組について考える】

(6) 岡山市男女共同社会推進センターの取組について

男女共同参画センターにおける学習活動支援を通じた在住外国人支援グループの立ち上げ経緯と活動

報告者 真邊 和美 岡山市男女共同参画社会推進センター企画調整監

柳下 み咲 多文化ファミリーカフェ世話人

(7) NPO 法人ふじみの国際交流センターの取組について

日本語学習から始まった市民が立ち上げた地域の拠点と支援活動・交流活動の取組、在住外国人支援の活動及び女性のエンパワーメント

報告者 山崎 友理 NPO 法人ふじみの国際交流センター副理事長

森田 信子 NPO 法人ふじみの国際交流センター生活相談担当

(8) グループディスカッション

事例報告を踏まえて、グループごとに解決したいテーマを決めて解決方策について話し合う。問題の原因・背景について探りながら、関係機関や団体の連携、外国人女性のエンパワーメント・参画の視点、男女共同参画や学習について留意した解決方策について話し合う。

グループディスカッション学習支援者 国立女性教育会館職員

(9) 全体会 各グループで話し合われた内容を発表

コメンテーター 大槻 奈巳 聖心女子大学人間関係学科教授

マリア・ロザリオ・ピケロ・バレスカス

東洋大学国際地域学部教授

吉田 容子 弁護士、立命館大学法科大学院教授

(わたなべ・みほ 国立女性教育会館研究国際室研究員)